

第 6 次宇都宮市総合計画策定大綱

◎ 策定大綱の位置付け

本市が目指すべき都市像の構築や具体的な施策・事業の検討をはじめとした一連の計画策定作業の着手にあたり、計画の位置付けや計画期間、策定体制、スケジュールなどの基本的事項及び計画を策定する上で踏まえるべき事項などを明らかにするもの

1 計画策定の必要性

本市では、平成 20 年 3 月に現行の「第 5 次宇都宮市総合計画」を策定し、まちづくりの目標として「みんなが幸せに暮らせるまち」、「みんなに選ばれるまち」、「持続的に発展できるまち」を掲げるとともに、目指すべき将来の都市空間の姿として「ネットワーク型コンパクトシティ」を位置付け、こうしたまちの実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり取り組んできたところである。

また、今後、人口減少・少子超高齢社会が確実に進行することが見込まれ、それらに対応した喫緊の取組を進めるため、平成 27 年 10 月に「宇都宮市人口ビジョン」及び「宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、21 世紀の半ばである 2050 年を見据え、「市民の結婚・出産・子育ての希望の実現」、「東京圏からの流入人口の増加」、「ネットワーク型コンパクトシティの形成」などに資する具体的な施策・事業についても取り組んでいるところである。

さらに、「ネットワーク型コンパクトシティの形成」の重要な柱の一つである「総合的な公共交通ネットワークの構築」に欠かせない、LRT 事業については、本年 5 月に都市計画決定されるなど、整備の具体化に向けて着実な取組が進められており、環境にやさしく、子どもから高齢者、障がい者などの誰もが安全で快適に移動でき、外出によって健康が増進され、人や企業、コミュニティなどの活動や交流が活性化される「交通未来都市 うつのみや」の実現に向けた大きな一歩を踏み出したところである。

このように、本市の持続的な発展に必要な取組が着実に進められているところであるが、社会経済環境等の時代潮流の変化や、多様化・複雑化する市民の価値観やニーズを捉え、今後とも、それらに的確に対応していくため、

目指すべき将来の都市像を構築し、その具体化を図るためのまちづくりの指針となる、「第6次宇都宮市総合計画」を策定する。

2 計画の位置付けと役割

- ・ 本市の将来を長期的に見通し、まちづくりの目標を定め、これを実現するために必要な施策の方向を明らかにし、本市行政の各分野における諸計画及び施策・事業推進の長期的、総合的な指針となるもの
- ・ 市民や事業者などの活動に際して、その活動が望ましい方向へ向かうための指針となるもの

3 計画の構成と期間

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成する。

(1) 基本構想

長期的な視点により本市の目指す都市像と、それを実現するための施策の基本方向を明らかにしたもの

目標年次：2050年頃（平成62年頃）とする

※10年程度で検証を行う

(2) 基本計画

中期的な視点により、基本構想で定めた目標を実現するための具体的な施策を体系的に示したもの

期間：10年程度を見通した5年又は、前後期各5年の10年

(3) 実施計画

基本計画で示された取組の具体的な進め方を年度ごとに明らかにしたもの

期間：3年（毎年見直しを実施）

4 計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 基本的事項

平成27年2月に策定した「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」や、平成27年10月に策定した「宇都宮市人口ビジョン」、「宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて策定する。

○ 人口減少、少子化、超高齢化の進行への対応

我が国の人口は、本格的な人口減少社会を迎えており、その背景には、合計特殊出生率の長期にわたる低下傾向があり、平成26年は1.42となっている。

それに対して、本市においては、1.57（平成26年）と国を上回っているが、人口を維持するために必要な2.07との間には開きがあり、今後、出生率が回復しても、数十年間は総人口の減少が避けられないことから、今後とも、若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現に向けた切れ目のない支援が必要である。

また、団塊の世代が平成37年（2025年）に75歳、平成42年（2030年）には80歳を超えることも相まって、医療・介護・福祉需要や社会保障関係経費の増加、急速な高齢化率の上昇による対応として健康づくりの更なる推進や、あらゆる分野における担い手の不足等への対応としての「人づくり」、地域で支え合う仕組みづくりの強化などが必要になる。

○ 経済環境の変化への対応

先進国経済については、リーマンショック以降、世界経済を牽引する力強さが見られず、これまで高度経済成長を続けていた中国等の新興国経済も軟調傾向であるなど、先行きの不透明感が高まっており、今後のTPP等の進展により、人・モノ・情報等のグローバル化の流れが今後一層進展し、世界との結びつきが更に深まるものと予想される中、本市が持続的な経済成長を図っていくためには、企業の海外進出や研究開発、人材育成など産業の国際競争力の強化などに取り組んでいく必要がある。

また、本市では若年層を中心に東京圏へ流出超過の状況が続いているが、その傾向に歯止めをかけるため、女性・若者・高齢者の新たな就労の場を生み出す企業の誘致や産業の創出を図るほか、市内企業等の基盤強化や販路拡大への支援など、人や企業に選ばれる魅力ある地域づくりとともに、足腰の強い地域経済を実現していくことが必要である。

○ 「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成

人口減少・少子超高齢社会にあっても、将来にわたって市民生活の質を維持・向上し、安全・安心で持続的に発展できるまちを実現するためには、本市のこれまでの成り立ちや、地域の持つ歴史や文化など、それぞれの地域が持つ個性を活かしながら、今後の人口規模・構造の変化に適合した都市の姿である、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を推進していくことが必要である。

その具体化にあたっては、高次な商業・業務機能などの適正な立地誘導による「都市拠点」の形成や、地域特性に応じた都市機能の集約により日常生活を支える「地域拠点」の形成と交通結節点における機能の充実、また、広域から身近な地域までカバーする総合的な交通ネットワークの構築等に向けた取組の一層の推進が必要である。

(2) 時代潮流の変化などから考慮すべき事項

(1) の基本的な事項に加え、時代潮流の変化などから本市のまちづくりへの影響が顕著となる事項についても考慮しながら策定する。

○ ICTの劇的な進化への対応

近年のAI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）をはじめとしたICT（情報通信技術）の劇的な進化は市民生活や企業活動、経済社会に大きな変化をもたらしつつあり、そのスピードは加速度的に増してきている。

本市においても、学校ICT化の推進や、ICTを活用した公金収納などの推進を図っているところであるが、今後のICTの更なる技術革新に伴う社会の変化を的確に捉え、あらゆる分野において、その利便性を最大限発揮できるよう、ICTの活用を推進していく必要がある。

○ 安全・安心なまちづくり

東日本大震災や熊本地震等の大規模地震、平成27年の関東・東北豪雨をはじめ近年頻発・激甚化する風水害、土砂災害、火山災害等の発生により、国土全体の更なる強靱化や安全・安心に対する意識が高まりを見せている。

本市においても、これまでの災害経験を経て、大規模災害時には人や地域、社会とのつながりなどが重要であるとの認識のもと、防災訓練や災害ボランティア等、災害関連活動への参加意欲の高まりなどが見られているところであり、こうしたことを踏まえ、引き続き、ハード・ソフ

ト対策の両面から防災・減災対策を進め、地域の強靱化を推進していく必要がある。

また、本市では、「安全で安心なまちづくり条例」の施行から約10年が経過し、刑法犯罪の認知件数は減少傾向にあるが、特殊詐欺の被害件数の高止まりや、危険ドラッグ、ネット上のいじめなど、新たに顕在化した問題への対応により、これまで以上に安全・安心な都市を構築していく必要がある。

○ 公共施設等の適正管理の推進

公共建築物や道路、上下水道等のインフラについては、高度経済成長期以降に集中的に整備されたため、建設後40年以上経過する施設の割合が今後急速に進むものと見込まれ、計画的な維持管理・更新などの適正管理が求められている。

本市においては、これまでも、予防保全の考え方に基づく施設の長寿命化等の推進や、公共サービスへの民間活力の導入促進などによるトータルコストの縮減・平準化を図っているところであるが、「ネットワーク型コンパクトシティの形成」を見据えた長期的なまちづくりの視点により、公共施設等の施設特性に応じた配置やサービス・機能の見直しと併せて、施設等の統廃合や集約・複合化などを、より一層進めていくことが重要である。

○ 環境問題への適切な対応

気候変動の進行や良好な自然環境の喪失等、地球環境問題は深刻化しており、国においては、気候変動による将来への影響も考慮しながら、これらに適応していくため、新たなエネルギー政策の推進と、それに基づく新たな温室効果ガスの削減目標、地域間の連携・循環、自然と人間の共生を重視した新たな政策などが打ち出されるなど、中長期的な視点に立ったアプローチによる課題の解決に向けた取組が求められるようになってきている。

本市においても、太陽光発電の普及促進など、環境負荷の低減に資する取組を進めているところであるが、エネルギー効率の良い低炭素型・循環型の都市づくりの推進はもとより、エネルギーの地産地消を意識し、地域の中で循環して持続的に活用していく「自立分散型」の地域社会を目指していくことが必要である。

○ 歴史と個性を活かしたまちづくり

市民が、宇都宮に誇りと愛着を感じながら豊かな生活を送るためには、都市の風格や魅力の向上と、市民の郷土愛の更なる醸成が図られることが重要であり、そのためには、本市の財産である豊かな自然や、内陸の交流都市として発展してきた歴史・文化など、本市固有の資源や地域特性などを活かし都市としての個性を磨き上げる必要がある。

加えて、本市のブランド力の更なる向上と、その魅力の市外・県外への発信により、観光を目的とした来訪者の増加を図ることで、暮らしの中に文化が息づき、内外から親しまれ、選ばれるまちを目指していく。

○ 広域的な連携の更なる推進

今後の人口減少・少子超高齢社会における都市の持続的な発展のためには、広域的な自治体の連携によるスケールメリットや連携する各自治体が持つ地域特性を活かしたまちづくりを進め、活力ある地域経済を維持していくことが重要である。

このようなことから、本市においても、他自治体との連携を更に推進し、観光資源などのそれぞれの地域資源を相互に活用・補完するとともに、鉄道や幹線道路などの広域的な資源の活用も図りながら、さまざまな施策・事業に取り組むことで、本市のみならず、連携を進める自治体の圏域を含めた地域経済の活性化や持続的発展につなげていくことが重要である。

5 策定の進め方と留意点

○ 市民の意見を十分に反映する計画づくり

市民から広く意見を聴取するため、市民、有識者、団体の代表者などで構成される「市民懇談会」、「総合計画審議会」を開催し議論を進めるとともに、学生や若者、様々なまちづくり団体などとの意見交換を通じた市民参画を促進し、市民意見を十分に反映した計画とする。

○ 市民が愛着を持てる計画づくり

計画の内容について、ストーリー性のある構成や、ビジュアルや数値等を用いてできるだけ見える化を図るとともに、市民目線による表現など仕立てを工夫することで、子どもから高齢者まで市民のだれもがわかりやすく、親しみを持てるような計画とする。

○ 持続的な行財政運営を可能とする計画づくり

計上する施策・事業の実現性向上を図るため、中長期的な財政見通しの精度向上に努めるとともに、施策・事業の「選択と集中」により、持続的な行財政運営を可能とする計画づくりを行う。

6 策定体制

(1) 庁内

○ 総合計画策定本部（委員会，企画会議，部会）

根拠：宇都宮市総合計画策定に関する規程

(2) 庁外

○ 総合計画審議会

根拠：宇都宮市附属機関に関する条例

宇都宮市総合計画審議会規則

○ 市民参画機会

- ・ 市民懇談会
- ・ 各種団体等（地域，企業，学生等）との意見交換
- ・ 市民アンケート
- ・ パブリックコメント など

7 策定スケジュール

【平成28年度】

| | | |
|-------|-----|--------------------------------|
| 平成28年 | 8月 | 庁内策定本部の設置 |
| | 10月 | 市民懇談会の設置 |
| 平成29年 | 3月 | 市民懇談会からの意見書提出 総合計画審議会の設置・諮問 |

【平成29年度】

| | | |
|-------|------|--------------------|
| 平成29年 | 12月頃 | パブリックコメントの実施 |
| 平成30年 | 1月頃 | 総合計画審議会からの答申 |
| | 3月 | 基本構想の議決 庁議付議・公表 |